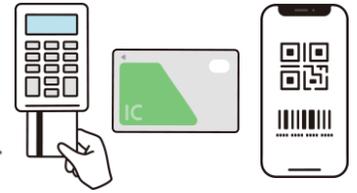


キャッシュレス決済導入促進事業補助のお知らせ

キャッシュレス決済を導入し、利用者開拓や経営効率化に取り組む浴場を応援します！積極的にご活用ください！

安心の導入サポートも
実施します！※詳細裏面



補助対象

新たにキャッシュレス決済端末を準備し、キャッシュレス決済の運用を行う都内公衆浴場

- ※クレジットカード払いとその他1つ以上の決済手段に対応することが条件です
- ※キャッシュレス決済運用期間が6か月未満の場合は補助対象にはなりません

補助額・補助対象経費

<補助額> 1浴場につき **12万円** (上限額)

<補助対象経費>

右のA~Cに係る経費について、12万円を上限として補助します。

- A キャッシュレス決済機器の購入費用
- B 通信環境の整備に係る経費
(インターネット回線工事等)
- C その他運用経費
(導入月~連続する6か月分対象)

募集期間

第一次：5月末日まで (入金時期：令和7年2月)

第二次：6月末日まで (入金時期：令和7年3月)

予算上限に達し次第、受付を終了いたします

※入金時期は目安です。東京都への実績報告の時期などにより前後します

★令和6年度は本事業のほかに、新たに「観光客向け 銭湯の魅力発信・利用促進プロジェクト」も実施します。

このプロジェクトではキャッシュレス決済実施が補助要件となりますが、本事業で導入した店舗も申請が可能です。詳細は別途ご案内します。

安心の導入サポート

◆キャッシュレス導入説明会

決済導入のメリットや決済端末の操作方法など、丁寧に説明します

◆導入検討・準備のための電話相談

申請書の記入方法や導入に向けた手続きに関する事など、専門の担当者に電話で相談できます

訪問サポート

皆様のお店にスタッフが直接行ってサポートします

◆決済端末の初期設定・セットアップ

◆WEB上での作業のサポート

- ・売上情報の確認作業
- ・実績報告書添付資料の出力等

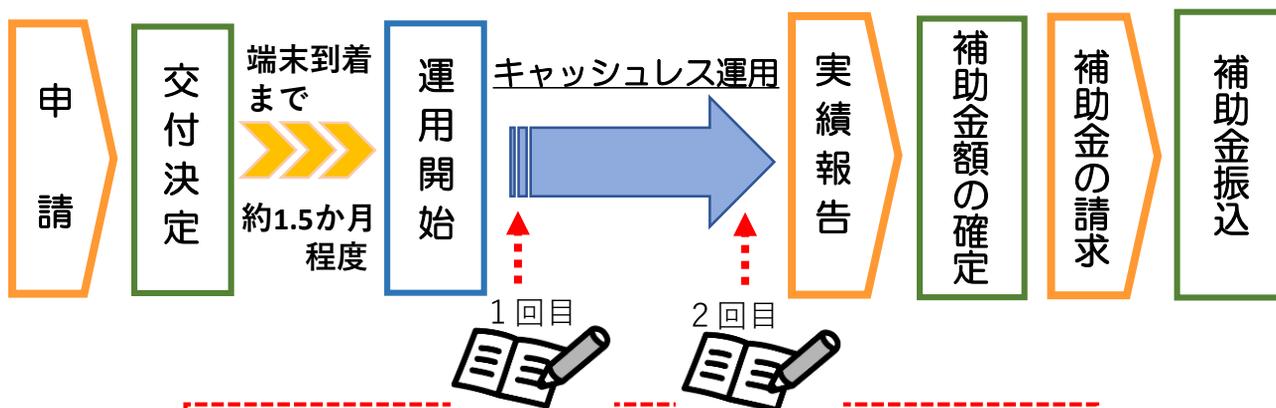
※訪問希望を多数いただいた場合、時期の調整等をさせていただきます場合があります

補助金の交付申請方法

事業着手前に、次の書類を組合本部に提出し、都の交付決定を受けてください

1. 交付申請書（第1号様式）
2. 営業許可書の写し
3. 法人の登記事項証明書 ※法人のみ
4. 前年度の事業税及び都民税の納税証明書
5. 印鑑証明書
6. 【法人の場合】法人税申告書及び決算書の写し
【個人の場合】所得税申告書及び決算書の写し
7. 補助対象経費の区分（前頁A～C）ごとに必要な書類
※決済機器のカタログなど 詳しくは「募集要領」参照

～手続きの流れ～



★利用状況調査（導入時点及び6月目）

決済の利用状況を所定の「調査票」に記録し、実績報告時にご提出ください

<お問い合わせ先> ☎ 03-5388-3058

東京都生活文化スポーツ局 消費生活部 生活安全課 公衆浴場担当

詳細は「募集要領」を参照ください HP（東京くらしWEB）

